

峡北広域行政事務組合会計年度任用職員募集案内

1 会計年度任用職員とは

地方公務員法第22条の2に基づく一般職の地方公務員で非常勤の職員です。

2 任用期間

一会计年度（4月1日から翌年3月31日）を超えない期间で任用されます。

年度ごとに公募により選考し任用しますが、勤務評価に応じて2回まで公募を経ずに再度任用することができます。この場合、同様の職であっても前年度と異なる勤務条件での任用となる場合があります。

3 身分

一般職の地方公務員です。

地方公務員法及び峡北広域行政事務組合職員の服務に関する各条例の適用を受けます。

4 募集職種等

「峡北広域行政事務組合会計年度任用職員募集一覧」をご覧ください。

詳細はハローワークの求人情報を確認いただきか、募集職種の問合せ先に問い合わせてください。

5 応募資格について

- ・募集一覧に定める経験・資格等の要件を満たすこと。
- ・次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 島北広域行政事務組合又は韮崎市、北杜市及び甲斐市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

6 応募方法

必ず「峡北広域行政事務組合会計年度任用職員募集一覧」とハローワークの求人票をご確認いただき、ハローワーク窓口で申し込みのうえ、必要書類を下記提出先へ持参又は郵送にて提出してください。

提出先 島北広域行政事務組合総務課総務担当

〒407-0024 山梨県韮崎市本町 4-8-36
電話 0551-22-3311（内線 124）

7 募集期間

令和5年1月4日（水）から令和5年1月24日（火）まで

※ 応募書類到着後に隨時書類選考しますので、書類選考後の人数によっては、
令和5年1月24日（火）の前に募集を終了する場合があります。

受付は、各ハローワークの窓口受付時間に限ります。

郵送の場合は消印有効とします。

8 選考方法

応募書類の審査及び面接により選考します。

面接は令和5年2月上旬を予定しています。

詳細は各応募者へご連絡します。

9 任用内定

選考の結果、任用内定者へ面接後10日以内にご連絡します。

10 その他

- (1) 地方公務員法第16条に規定される規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用されるほか、同法第29条に規定される懲戒の規定に該当する場合は、同法に基づく処分の対象となります。
- (2) 任用は全て条件付きのものとし、任用後1か月間（1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。
- (3) 応募の秘密については厳守します。
- (4) 任用内定者以外の応募者が提出された履歴書は、選考後郵送にて返却します。
- (5) 応募資格に掲げる資格等を取得見込みの場合に資格を取得できなかった場合、及び応募資格がないことが明らかになった場合に任用内定を取り消す場合があります。